

談合情報受理時期及び談合認否状況による対応一覧

情報時期 \ 談合認否	談合の事実がある	談合の疑いが強い	談合の事実が確認できない
入札執行前	<p>入札執行の取りやめ</p> <p>新たに指名競争入札を執行する場合は、当初入札参加者を指名しない。</p>	<p>入札執行の取りやめ</p> <p>新たに指名競争入札を執行する場合は、当初入札参加者を指名しない。</p>	<p>入札執行の取りやめ 新たに一般競争(指名の場合) 又は要件緩和の上、一般競争(一般競争の場合)</p> <p>入札の延期(指名の場合) 7者以上追加指名した上で、入札執行。</p> <p>当初入札の執行又は延期(一般競争の場合) 適正な入札等の確保の観点から要件緩和が困難な場合 当初入札において、応札可能者が20者以上となる要件設定の場合。</p>
入札執行前 (入札後の事情聴取)	<p>入札執行の打ち切り (無効入札の条件を適用(競争入札心得))</p> <p>新たに指名競争入札を執行する場合は、当初入札参加者を指名しない。</p>	<p>入札執行の取りやめ</p> <p>新たに指名競争入札を執行する場合は、当初入札参加者を指名しない。</p>	<p>入札結果に基づき落札決定</p>
入札執行後契約締結前	<p>入札を無効とする (無効入札の条件を適用(競争入札心得))</p> <p>新たに指名競争入札を執行する場合は、当初入札参加者を指名しない。</p>		<p>契約締結</p>
契約締結後	<p>契約解除の検討 合意解除(公取の判断前) 契約条項解除(公取の判断後)</p> <p>賠償金の請求(契約条項、公取判断後)</p> <p>公取、警察へ通報</p> <p>契約解除に伴い、新たに指名競争入札を執行する場合は、当初入札参加者を指名しない。</p>		<p>契約を継続</p>

次のいずれかに該当する場合において、入札執行手続をすることが不適当と認められるときは、調査することなく入札執行を取りやめることができる。

一般競争入札の参加業者名又は指名競争入札の指名業者名のすべてをおおむね正確に指摘したと認められるもの。

予定価格又は設計積算額を、認知又は推察できる状況になる前に正確に指摘したと認められるもの。